

船舶事故調査報告書

平成30年9月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故種類 | 衝突（かき筏 ^{いかだ} ） |
| 発生日時 | 平成30年3月14日 23時48分ごろ |
| 発生場所 | 広島県広島市金輪島 ^{かなわ} ドウ石鼻北西方沖 広島港宇品外貨埠頭 ^{がいぼう} 4号ドルフィン施設灯から真方位124° 600m付近 (概位 北緯34°20.9′ 東経132°28.5′) |
| 事故の概要 | 貨物船DONG HE 2は、南西進中、かき筏に衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 平成30年4月13日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 貨物船 DONG HE 2（トーゴ共和国籍）、1,234トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 8810566（IMO番号）、HK JUDONG SHIPPING LIMITED |
| 乗組員等に関する情報 | 船長（中華人民共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（トーゴ共和国発給） |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 本船 左舷船首部外板に擦過傷 かき筏 8台が破損、幹線ワイヤーに破断等 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長ほか7人（中華人民共和国籍5人、ベトナム社会主義共和国籍1人、バングラデシュ人民共和国籍1人）が乗り組み、船長が操船指揮に当たり、航海士を操舵につかせ、広島県広島港第1区の岸壁を離れた後、金輪島ドウ石鼻北西方沖を手動操舵により約9ノットの対地速力で南西進していた。</p> <p>船長は、衝撃を感じ、かき筏（以下「本件かき筏」という。）に衝突したことに気付いた。</p> <p>かき筏設置区域には、簡易標識灯（灯質が黄色光毎4秒1閃光^{せん}、光達距離が5.5km）が設置されており、本事故当時も点灯していた。</p> <p>船長は、出航後、陸岸の明かりが眩^{まぶ}しく感じ、陸岸の明かりに紛れたかき筏設置区域の簡易標識灯の灯光を見落としたと本事故後に思った。</p> |
| 分析 | 本船は、金輪島ドウ石鼻北西方沖を南西進中、船長が、陸岸の明かりが眩しく感じていたものの、目視による見張りに頼って航行を続けたことから、陸岸の明かりに紛れたかき筏設置区域に設置された簡易標識灯の灯光に気付かず、本件かき筏に衝突したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、夜間、本船が、金輪島ドウ石鼻北西方沖を南西進中、船長が、陸岸の明かりが眩しく感じていたものの、目視による見張りに |

| | |
|--------------|---|
| | <p>頼って航行を続けたため、陸岸の明かりに紛れたかき筏設置区域に設置された簡易標識灯の灯光に気付かず、本件かき筏に衝突したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操船者は、簡易標識灯が、簡易な設備であり、陸岸の明かりに紛れると視認しにくいことを念頭に置き、目視のみならず、レーダー等を活用すること。・ 事前に漁業用施設設置図等を活用してかき筏及び付近に設置される標識灯の位置を十分に把握するとともに、付近を航行する際は、これらの早期発見に努めること。 |